#### 「再活」×2



## 不動産を「再活」し、日本を「再活」する。



平成 28 年 9 月 27 日

各位

会社名 株式会社アルデプロ 代表者名 代表取締役社長 椎塚裕一 (コード番号 8925 東証二部) 問合せ先 執行役員管理本部経営企画部部長 荻坂昌次郎 (TEL 03-5367-2001)

# 監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更のお知らせ

当社は、平成28年9月27日開催の取締役会において、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行する方針を決議し、平成28年10月27日開催予定の第29回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の 役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

## 1. 監査等委員会設置会社への移行について

#### (1) 移行の目的

監査等委員を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。

#### (2) 移行の時期

平成28年10月27日開催予定の第29回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

## 2. 定款の一部変更

# (1) 変更の理由

- ① 当社は、今後、金銭貸付業務を行うことも計画し、現行定款第 2 条に定める事業目的を一部追加するものであります。
- ② 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員である取締 役に関する規定の新設、ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所 要の変更を行うものであります。
- ③ 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

- (3) 日程
  - ① 定款変更のための定時株主総会開催日(予定) 平成28年10月27日
  - ② 定款変更の効力発生日 (予定)

平成 28 年 10 月 27 日

以上

現行定款 変更案 第1条 (省略) 第1条 (現行どおり) (目的) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目 的とする。 的とする。 1. 不動産の売買・賃貸・管理・ 1. 不動産の売買・賃貸・管理・ 仲介および鑑定ならびにコン 仲介および鑑定ならびにコン サルティング業務 サルティング業務 2. 不動産特定共同事業法に基づく 2. 不動産特定共同事業法に基づく 事業 事業 3. 都市開発・地域開発・宅地造成・ 3. 都市開発・地域開発・宅地造成・ 環境整備等の事業に関する企 環境整備等の事業に関する企 画・調査・設計・監理ならびに 画・調査・設計・監理ならびに コンサルティング業務 コンサルティング業務 4. 各種債権の売買 4. 各種債権の売買 5. 損害保険代理店業 5. 損害保険代理店業 6. 建築工事の設計・監理・請負お 6. 建築工事の設計・監理・請負お よび施工 よび施工 7. 信託受益権販売業 7. 信託受益権販売業 8. 有価証券の売買、保有、運用お 8. 有価証券の売買、保有、運用お よび投資 よび投資 9. 特定目的会社、特別目的会社(財 9. 特定目的会社、特別目的会社(財 務諸表等の用語、様式および作 務諸表等の用語、様式および作 成方法に関する規則に定める会 成方法に関する規則に定める会 社) および不動産投資信託に対 社)および不動産投資信託に対 する出資並びに出資持分の売 する出資並びに出資持分の売 買、仲介および管理 買、仲介および管理 (新設) 10. 金銭貸付業務 10. 上記各号に附帯する一切の事業 11. 上記各号に附帯する一切の事業 第3条 (省略) 第3条 (現行どおり) (機関の設置) (機関の設置) 第4条 当会社は、取締役会、監査役、監査 第4条 当会社は、取締役会、監査等委員会

及び会計監査人を置く。

第5条~第16条 (現行どおり)

役会及び会計監査人を置く。

第5条~第16条 (省略)

	変更案
<u> </u>	(員数)
第17条 当会社に取締役10名以内を置く。	<sup>(貝奴)</sup>   第 17 条 当会社に取締役(監査等委員であ
第17 末 当云性に収柿仅10 h以内を直入。	る取締役を除く。) 10 名以内を置
(立□⇒凡)	く。
(新設)	2. 当会社に監査等委員である取締役
	<u>4名以内を置く。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第18条 取締役は株主総会において選任す	第18条 取締役は、株主総会において選任
る。	する。ただし、監査等委員である
	取締役は、それ以外の取締役と区
Q (/IAM/r)	別して選任するものとする。
2. (省略)	2. (現行どおり)
3. (省略)	3. (現行どおり)
(任期)	(任期)
第19条 取締役の任期は、選任後1年以内	第19条 取締役 (監査等委員である取締役
に終了する事業年度のうち最終の	を除く。)の任期は、選任後1年以
ものに関する定時株主総会の終結	内に終了する事業年度のうち最終
の時までとする。	のものに関する定時株主総会の終
	結の時までとする。
(新設)	2. 監査等委員である取締役の任期
	は、選任後2年以内に終了する事
	<u>業年度のうち最終のものに関す</u>
	る定時株主総会の終結の時までと
	<u>する。</u>
<u>2.補欠又は</u> 増員 <u>のため</u> 選任された取	<u>3</u> . 増員に <u>より、または任期の満了前</u>
締役の任期は、 <u>現任取締役の残任</u>	に退任した取締役の補欠として
<u>期間</u> とする。	選任された取締役 <u>(監査等委員で</u>
	ある取締役を除く。) の任期は、他の
	在任する取締役の任期の満了する時
	<u>まで</u> とする。
(新設)	4.任期の満了前に退任した監査等
	<u>委員である取締役の補欠として</u>
	選任された監査等委員である
	取締役の任期は、退任した監査
	等委員である取締役の任期の満了

する時までとする。

現行定款

(取締役会)

(取締役会)

第20条 (現行どおり)

第20条 (省略)

2.取締役会の招集通知は、会日の3 日前までに各取締役に対して発す る。ただし、緊急の必要があると

きはこの期間を短縮することがで

変更案

日前までに各取締役<u>及び各監査役</u> に対して発する。ただし、緊急の 必要があるときはこの期間を短縮

することができる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3

- きる
- 3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役

が異議を述べないときは取締役会

の承認決議があったものとみな

項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の承認決議があったものとみなす。

3. 取締役が取締役会の決議の目的事

す。

4. (現行どおり)

4. (省略)

(重要な業務執行の決定の委任)

(新設)

第21条 当会社は、会社法第399条の13第 6項の規定により、取締役会の決 議によって重要な業務執行(同条 第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役 に委任することができる。

第21条 (省略)

第22条 (現行どおり)

(報酬等)

(報酬等)

第<u>22</u>条 取締役の報酬等は、株主総会の決 議によって定める。 第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等 委員である取締役の報酬等は、それ 以外の取締役の報酬等と区別して 株主総会の決議により定めるも のとする。

# 現行定款変更案(取締役の責任免除)(取締役の責任免除)第 23 条 (省略)第 24 条 (現行どおり)

2. 当会社は、社外取締役との間で、 会社法第 423 条第 1 項の賠償責任 について法令に定める要件に該当 する場合には、賠償責任を限定す る契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責 任の限度額は、法令の定める額と する。 2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項 の規定により、取締役 (業務執行取 締役等であるものを除く。) との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

<u>第24条 当会社に監査役4名以内を置く。</u> (選任)

第25条 監査役は株主総会において選任す る。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の予選に係る決議の効力)

第26条 補欠監査役の予選に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に 終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終 結の時までとする。 (削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

現行定款	変更案
2. 補欠のため選任された監査役の	
任期は、退任した監査役の残任期	
間とする。	
(常勤の監査役)	_(削除)
第28条 監査役会は、その決議によって常勤	
の監査役若干名を選定する。	
(監査役会)	
第29条 監査役会招集の通知は、各監査役に	_(削除)_
対し会日の3日前までに発する。た	
だし、緊急の必要があるときは、こ	
の期間を短縮することができる。	
2. 監査役会の運営その他に関する	
事項については、監査役会の定め	
る監査役会規程による。	
_(報酬及び退職慰労金)_	
第30条 監査役の報酬及び退職慰労金は、	_(削除)_
株主総会の決議をもってこれを定	
<u>める。</u>	
(監査役の責任免除)	
第31条 当会社は、取締役会の決議をもっ	_(削除)
て、監査役(監査役であった者を含	
む。) の会社法第 423 条第1項の賠	
償責任について法令に定める要件	
に該当する場合には、賠償責任額	
から法令に定める最低責任限度額	
<u>を控除して得た額を限度として免</u>	
除することができる。	
2. 当会社は、社外監査役との間で、	
会社法第 423 条第 1 項の賠償責任	
<u>について法令に定める要件に該当</u>	
する場合には、賠償責任を限定す	
<u>る契約を締結することができる。</u>	
ただし、当該契約に基づく賠償責	
任の限度額は、法令の定める額と	
<u>する。</u>	

現行定款	変更案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(監査等委員会の招集通知)
	第25条 監査等委員会の招集通知は、会日
	の3日前までに各監査等委員に
	対して発する。ただし、緊急の必
	要があるときは、この期間を短縮
	することができる。_
	2. 監査等委員全員の同意があ
	るときは、招集の手続きを経な
	いで監査等委員会を開催すること
	<u>ができる。</u>
(新設)	(監査等委員会規程)
	第26条 監査等委員会に関する事項は、法
	<u> 令または本定款に定めるものの</u>
	<u>ほか、監査等委員会において定め</u>
	る監査等委員会規程による。
第 <u>32</u> 条~第 <u>38</u> 条(省略)	第 <u>27</u> 条~第 <u>33</u> 条(現行どおり)
(新設)	<u>附則</u>
	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	第1条 当会社は、会社法第426条第1項の
	規定により、第29回定時株主総会
	において決議された定款一部変更
	の効力が生ずる前の任務を怠った
	ことによる監査役(監査役であった
	者を含む。)の損害賠償責任を、法
	令の限度において取締役会の決議
	により免除することができる。

以上